

北海道総合保健医療協議会

設置根拠・時期	北海道総合保健医療協議会設置要綱 昭和52年8月16日設置	
設置目的	本道における保健医療対策を長期的観点に立ち総合的かつ有機的に推進する具体的施策を樹立するため、学識経験者、医療関係者、行政職員を構成員として、地域保健医療の当面する諸問題について協議・検討を行う。	
専門委員会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急医療専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急告示医療機関審査小委員会 ・ 救急医療情報システム検討ワーキンググループ ○ 地域医療専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護対策小委員会 ・ 周産期・小児医療検討委員会 ・ 医療施設整備等検討委員会 ・ 在宅医療小委員会 ○ 地域保健専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 循環器疾患対策小委員会 ・ 糖尿病対策小委員会 ・ 難病対策小委員会 ・ 介護老人保健施設整備検討委員会 	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療に関する重要な事項 ○ 保健医療と福祉にかかわる重要な事項 	
構成機関等	医療関係者	北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道看護協会、北海道栄養士会 北海道病院協会、北海道地方・地域センター病院協議会、全国自治体病院協議会北海道支部
	学識経験者	北海道大学医学部・北海道大学歯学部・旭川医科大学・札幌医科大学
	その他関係者	北海道厚生局・北海道市長会・北海道町村会・全国消防長会北海道支部・北海道警察本部